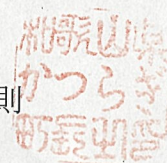


かつらぎ町告示第34号

令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を地方税法第
416条第1項及び第3項の規定により、下記のとおり関係者の縦覧に供する。

令和8年3月19日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則



記

- 縦覧期間 自 令和 8年 4月 1日 (水)
至 令和 8年 9月 30日 (水)
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所 かつらぎ町役場税務課